

監査結果の取扱基準

平成 19 年 3 月 1 日制定
平成 19 年 9 月 1 日一部改正
志摩市監査委員事務局

1 . 監査結果の報告、公表及び意見の提出

監査委員は、監査・検査及び審査（以下「監査等」という。）を終了したときは、その結果を決定し、これを市議会、市長及び関係機関等に報告する。併せて、その一部を、志摩市公告式条例に基づき公表するとともに、ホームページに掲載し閲覧に供する。

また、監査等の結果に基づいて、必要があると認めるときは意見を決定して提出する。

なお、監査委員が、監査等の結果に関する報告又は監査等の結果に基づく意見を決定するとき、監査委員の合議により行う。

2 . 監査結果の区分

監査等の実施結果の評価・判断にあたっては、「指摘事項」「注意事項」「検討事項」「意見」の4つに区分して行う。

その取扱基準は、次のとおりとする。

区 分	取 扱 基 準	報 告 及 び 公 表
指摘事項	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合で、改善及び是正の措置等を講ずるべき事項として指導するもの 法令に違反すると認められるもの 予算の目的に反していると認められるもの 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの 事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの 経済性、効率性又は有効性の観点から直ちに改善が必要と認められるもの 事務・事業の執行にあたり、遅滞なく、改善又は見直しが必要であると認められるもの 前回までの監査等で「指摘事項」「注意事項」「検討事項」となっている案件であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの	「監査結果報告書」に記載するとともに、市議会、市長及び関係機関等に報告する。 掲示板で公告の上、ホームページで公表する。

区 分	取 扱 基 準	報 告 及 び 公 表
注意事項	<p>「指摘事項」に掲げる から の案件のうち、軽微な誤謬等と見受けられるもの 経済性、効率性又は有効性の観点から今後、改善が必要と認められるもの 事務・事業の執行にあたり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの その他、特に注意を求めるもの</p>	<p>「監査結果報告書」に記載するとともに、市議会、市長及び関係機関等に報告する。</p> <p>掲示板で公告の上、ホームページで公表する。</p>
検討事項	<p>所属する部、課、室、事業所等だけでは改善、是正又は見直しが困難なもので、他の部局等との調整が必要であると認めるもの 改善、是正又は見直しを進めるために、相当長期間にわたって時間を必要とすると認めるもの その他、特別な理由により、改善、是正及び見直しに支障があると認めるもの</p>	<p>「監査結果報告書」に記載するとともに、市議会、市長及び関係機関等に報告する。</p> <p>掲示板で公告の上、ホームページで公表する。</p> <p>主たる内容について、監査対象機関を特定せず、報告及び公表する場合がある。</p>
意 見	<p>監査結果に基づいて、組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる必要があると認めるもの 上記の意見等とは別に、事務事業における改善等で、指導の必要があると認めるもの</p>	<p>「監査結果報告書」に記載するとともに、市議会、市長及び関係機関等に報告する。</p> <p>掲示板で公告の上、ホームページで公表する。</p> <p>事務局長名で「意見」を出す場合もある。</p>

3. 報告及び公表の時期、措置報告の期限

報告及び公表の時期、措置報告の期限は次のとおりとする。

監査等の項目	報告及び公表の時期	措置報告の期限
<p>例月出納検査 【法 235 の 2】</p>	<p>検査後、速やかに市長、市議会議長、会計管理者に提出する。</p>	<p>資料の訂正等、簡易な事項については、検査終了後直ちに行う。 措置報告については、次回の検査までに行う。</p>
<p>決算審査 【法 233】 【法 241】 【公企法 30】</p>	<p>地方自治法 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、決算、証書類その他の書類を審査に付されたときは、その日から 60 日以内に審査を行い、意見を付けて市長に回付する。</p>	
<p>定期監査 【法 199】</p>	<p>「監査結果報告書」を作成の上、毎年度末に市長、市議会議長、関係機関等に報告するとともに、掲示板で公告し併せて、ホームページに掲載する。</p>	<p>結果通知後、2 箇月以内に「措置済み」「実施中」「検討中」「未措置」の 4 段階に分類し、その状況について、箇条書で報告する。 「意見」等に対する対応は、その内容を分かりやすく箇条書にまとめ報告する。</p>
<p>(その他) 行政監査 【法 199】 【令 140 の 5・6】 随時監査等 【法 199】 【法 235 の 2】</p>	<p>「監査結果報告書」を作成の上、速やかに市長、市議会議長、関係機関等に報告するとともに、掲示板で公告し併せて、ホームページに掲載する。</p>	<p>結果通知後、2 箇月以内に「措置済み」「実施中」「検討中」「未措置」の 4 段階に分類し、その状況について、箇条書で報告する。 「意見」等に対する対応は、その内容を分かりやすく箇条書にまとめ報告する。</p>

4 . 措置報告の区分

措置報告は、「措置済み」「実施中」「検討中」「未措置」の4つの区分とし、箇条書で報告を求める。

「措置済み」・・・すでに改善、是正又は見直しを終えたもの

「実施中」・・・引き続き、改善、是正又は見直しを実施中のもの

「検討中」・・・現在、改善、是正又は見直しを検討中のもの

「未措置」・・・措置がまったくされていないもの

5 . 監査結果に基づく改善の措置報告の公表

市議会、市長等から監査結果に基づき、改善の措置を講じた旨の報告を受けた場合は、その都度、当該通知に係る事項について掲示板で公告の上、ホームページで公表する。（「指摘事項」「注意事項」「検討事項」「意見」）

6 . 「指摘事項」等、改善の措置に対する検証

「指摘事項」「注意事項」「検討事項」「意見」について、改善の措置状況の把握に適切努めるとともに、次回の監査等の場で、資料等の提出を求め検証する。

附 則

この内規は、平成19年3月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年9月1日から適用する。